

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第1節 水辺環境の整備・活用	責任者	所属	環境保全課					
基本施策	水辺環境の整備・活用	総合計画書記載ページ	P96-99	(記入者)	氏名	西井上 剛					
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブなど市民団体と協働し、水辺まつりや水生生物調査を行い、水辺の生物多様性の保全や水辺環境教育に努めた。 ・第3次五条川自然再生整備等基本計画を策定し、庁内推進組織として「岩倉市五条川自然再生整備等推進会議」を立ち上げ、計画の推進を図っている。また、第3次計画の実現のため、引き続き、市民・事業者との協働及び愛知県や近隣市町との広域的な連携・協力に取り組む。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺環境の整備・活用のため、より一層の市民・事業者との協働が必要である。また、愛知県や近隣市町、さらには他市町の自然保護団体との広域的な連携・協力の推進が課題である。 								
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案								
	●市民との協働により、多様な生き物が生息しやすい水辺環境が守られています。										
	●環境学習等を通じて多くの市民が自然のすばらしさを理解し、自然を身近に感じています。										
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値		算出根拠	
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H32
	五条川などの水辺に親しみを感じる市民の割合	%	H22	71.8	—	—	—	72.3	75.0	80.0	市民アンケートによる。

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率 (%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 五条川の保全・整備	指標生物に基づく水質階級	Ⅲ	H21	Ⅲ	Ⅲ	100.0%					○
① 五条川の保全・整備	五条川の自然環境を保全し、市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進するために、五条川自然再生整備等基本計画を見直すとともに、計画に基づく護岸整備などを県に要望し、自然と共生した川づくりを市民とともに推進します。						<p>五条川自然再生整備等基本計画（第2次計画）に基づき、五条川の保全・整備に努めてきた。平成24年度から2か年かけて、平成26年3月に第3次計画を策定した。第3次計画を推進するため、庁内推進組織として、「岩倉市五条川自然再生整備等推進会議」を平成26年11月に立ち上げ、12月に会議を開催した。</p> <p>第3次計画に基づき、県とともに五条川右岸の大市場橋南の堤防道路の整備事業を進めた。また、市民団体の要望により、県が五条川の低水路の創出に着手した。</p>	<p>第3次計画を策定することができた。第3次計画を推進するため、庁内推進組織として、岩倉市五条川自然再生整備等推進会議を立ち上げ、計画推進の方針や具体的な取り組みを決定した。</p> <p>堤防道路の未整備エリアである五条川右岸の大市場橋南の堤防道路の整備に着手することができた。</p> <p>水際植生の回復によって生き物の棲みやすい水辺を創出するため、五条川の低水路工事に着手することが出来た。</p>	<p>第3次計画の実現のため、より一層の市民・事業者との協働が必要。また、県や近隣市町との広域的な連携・協力を図ることが必要。</p>	<p>「五条川自然再生整備等基本計画を見直すとともに、計画に基づく」の部分を「五条川自然再生整備等基本計画に基づく」に修正することが必要。</p>	継続
(2) 巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用	矢戸川大市場橋地点のBOD値	2.7 mg/l	H21	2.3 mg/l	3.0 mg/l	76.7%					○
① 巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用	巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用を図るために、関係機関との調整を行いながら、水辺環境整備などを促進します。また、アダプトプログラムなどを通じて市民や市民団体などと協働により環境の美化に努めます。						<p>岩倉団地自治会が中心となり、市民や市民団体と協働して、矢戸川の清掃に取り組んでいる。</p> <p>岩倉の水辺を守る会と協働で釣り大会を行った。</p>	<p>矢戸川清掃により水辺環境の保全に取り組んでいる。</p> <p>巾下川による水辺環境を活用した事業を行っている。</p>	<p>河川管理者である愛知県や小牧市などの関係機関との調整を図りながら、水辺環境整備を推進していく必要がある。</p> <p>五条川を中心に活動をしていただいている市民や市民団体を中心に啓発を推進し、矢戸</p>	<p>施策内容を修正する必要はない。</p>	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(3) 水辺環境のネットワーク化											○
① 水と緑のネットワーク化	豊かな自然環境を守り育てるために、五条川や矢戸川、巾下川を中心とする水資源と、桜並木や街路樹などの市街地に点在する緑資源のネットワーク化を図ります。また、自然生態園や学校ビオトープ、農地なども含めて、五条川を中心としたビオトープネットワークの形成に努めます。						岩倉の水辺を守る会や岩倉五条川桜並木保存会などの市民団体と協働し、五条川を保全・整備する活動を行っている。自然生態園を適正に管理し、環境や生物の多様性の維持に努めている。	市民団体と協働し、五条川の保全・整備に取り組みている。自然生態園を適正に管理し、環境や生物の多様性の維持に取り組んでいる。	ビオトープネットワークの形成について、引き続き必要な施策を検討していく。	施策内容を修正する必要はない。	継続
② 水辺の生物多様性の保全	生態系に配慮して水辺の生物の多様性を保全するために、自然再生や生物の保護育成をはじめ、水質の浄化や冬季における五条川の流量拡大、低水路の確保、多自然型河川整備などの取組を関係機関に要望します。						岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブと連携して、水辺の生物の多様性の保全に努めている。 平成27年2月に市民団体の要望により県が五条川の低水路の創出に着手した。 平成26年11月に岩倉の水辺を守る会と協働で、外来生物調査としてカメの生息調査を実施した。	水際植生の回復によって生き物の棲みやすい水辺を創出するため、五条川の低水路工事に着手した。カメの生息調査を行うことにより、発見された外来生物を駆除することが出来た。	更なる低水路の確保、五条川の流量拡大、自然と共生した水辺環境整備の取組について、関係機関に要望していく必要がある。	施策内容を修正する必要はない。	継続
(4) 市民活動への支援と広域的な連携	水辺まつり参加者数	706人	H20	800人	550人	68.8%					○
① 環境ボランティア・市民活動団体の育成・支援	市民主体の環境保全活動を推進するため、環境ボランティアの育成や市民活動団体との連携・支援を行います。						市民主体の環境保全活動を推進するため、五条川親水事業等により岩倉の水辺を守る会との連携や支援に努めている。 市民がアダプトプログラムとして五条川の清掃を行った。 岩倉ナチュラルリストクラブと協働で五条川水生生物調査を行った。	五条川親水事業や自然生態園生物調査等により、市民団体との連携や支援に取り組んでいる。 アダプトプログラムとしての五条川の清掃が、環境ボランティアの育成になっている。	岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブとの連携・支援の充実やその他の団体等の育成が課題である。	施策内容を修正する必要はない。	継続
② 水辺環境教育の充実	市民団体などとの連携により、小学校における水生生物調査や学校ビオトープなどを水辺環境の大切さについて学ぶ場とするとともに、水辺まつりや親子自然探検隊、クリーンアップ五条川などの市民団体による環境イベント等を通じて市民に対する意識啓発を図ります。						五条川小学校や曾野小学校における水生生物調査のほか、市民団体との協働によるイベント（水辺まつり、環境フェア等）においても水辺環境の大切さを学ぶ場を設け、意識啓発に努めている。	水生生物調査により、生き物の生息種類が分かり、五条川の水質を知ることが出来た。イベントにより、水辺環境の大切さを学ぶことが出来た。	環境イベント等への参加者を増やすことが必要。	施策内容を修正する必要はない。	継続
③ 広域連携の強化	広域的な観点から水辺環境の整備・活用を一体的に進めるために、県や近隣・流域関係市町等との連携や他市町の自然保護団体などとの情報交換などを積極的に推進します。						五条川流域市町のイベント情報や河川情報などを収集し、流域市町に発信している。 毎年、尾張西部環境保全連絡協議会において、合同で広域的な水質調査を実施しており、岩倉市内でも五条川を始めとして9か所で調査を実施している。	流域市町と河川情報などを共有することが出来た。 尾張西部環境保全連絡協議会の構成自治体と、水質調査の結果を共有することが出来た。	県や近隣・流域関係市町等との連携や他市町の自然保護団体などとの情報交換などを、より一層進める必要がある。	施策内容を修正する必要はない。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）	新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第2節 公園・緑地	責任者	(記入者)	所属	氏名	維持管理課	田中 伸行			
基本施策	公園・緑地	総合計画書記載ページ	P100-103									
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・既存公園の魅力化・長寿命化を図るため平成23年度に岩倉市公園施設長寿命化計画を策定し事業を進め、目標指標として設定している「多目的トイレが整備された公園数」(平成32年度に16園)を平成26年度に達成した。	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題(主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する)	・岩倉市公園施設長寿命化計画を策定したが、この計画は、今後策定される公共施設総合管理計画の一部となるものであり、市全体の財政状況に見合った長寿命化計画の見直しが必要である。									
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案									
	●暮らしの身近な場所に、市民のだれもが気軽に憩える公園や緑地があります。											
●地域住民が自ら担い手となって、地域の公園が守り育てられています。												
目標値	基本成果指標		単位	基準値		現状値				目標値		算出根拠
	身近な公園・緑地の多さに満足している市民の割合		%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H32	
				H20	76.6	-	-	77.1	-	79.0	82.0	市民意向調査による。

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 公園・緑地整備	公園等の整備・管理に満足している市民の割合	72.3%	H20	75%	74.3%	99.1%					○
	多目的トイレが整備された公園数	11園	H21	13園	16園	123.1%					
① 公園・緑地の整備	公園・緑地の持つ多様な機能を生かした生活環境を形成していくために、緑の基本計画の見直しを図り、公園・緑地の確保と適正配置に努めます。						平成23年度に緑の基本計画の見直しを実施した。 この計画では、市民一人あたりの都市公園面積が県下平均を下回っていることから、都市公園の新設について検討を行った。	石仏町地内で都市公園の新設を検討した。	公園や緑地の面積確保が必要となっているが、結果として施設の新設に頼らざるを得ない状況にある。	緑の基本計画の見直しは実施されているため、修正が必要。	継続
② 既存公園の魅力化・長寿命化	地域性や自然環境などを生かして既存公園の魅力アップを図るため、地域住民のニーズを反映させた特色ある公園づくりを進めます。また、遊具等の施設については、計画的な点検・補修を通じて安全性の確保と長寿命化を図るため、公園施設長寿命化計画を策定します。						平成23年度に岩倉市公園施設長寿命化計画を策定した。 長寿命化計画に基づき、平成26年度までに、多目的トイレの整備が完了し、下り松公園・中央公園においては、遊具の更新も行った。 毎年、遊具等の点検を計画的に行い安全の確保に努めている。	平成24年度から長寿命化計画に基づき、平成26年度までに、多目的トイレの整備が完了し、遊具の更新も計画的に実施しており、誰もが気軽に利用できる地域の施設として魅力が上がった。	国の交付金要件の変更により、市全体の財政状況に見合った長寿命化計画の見直しが必要。	策定した長寿命化計画の見直しが必要であるが、公園以外の公共施設総合管理計画の一部として計画立案が必要。 既存公園の遊具更新では市民参加は困難であるため、施策内容の見直しについても検討が必要。 また、多目的トイレの整備が完了しているため、指標についても検討が必要。	継続
③ 水と緑のネットワーク化	「水辺環境の整備・活用」の再掲 (P98)										
(2) 公園・緑地の維持・管理	アダプトプログラムの清掃が実施されている公園数	8	21	10	7	70%					○
① 市民参加による公園の維持・管理	身近な公園に対する地域住民の愛着を育むために、地元区に植栽や公園施設の維持・管理業務を委託するなど、地域単位での主体的な公園の維持・管理を推進します。また、アダプトプログラムや花のあるまちづくり事業などを活用して、市民やボランティア団体などの参加と協力により清掃等が行われる公園の拡充に努めま						アダプトプログラムとして清掃が実施されている公園数は基準年度より減っているが、地元区や老人クラブなどによる清掃もあわせると全公	アダプトプログラムによる清掃の公園数は減っているが、同じ公園で複数の団体や個人に実施していただ	あくまでもボランティアによる清掃のため、公園ごとに清掃頻度のバラツキがある。また、公園を利用する機会の多い	アダプトプログラム以外での清掃活動も成果指標に反映する。なお、花のあるまちづくり事業では公園を対象外とし	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
	す。						園で清掃が実施されている。	いており、市民活動による清掃は増えている。	子育て世代の参加が少ないことが課題である。	ているため記述を削除したい。	
② 公園・緑地への美化意識の向上	広報紙やホームページ、学校教育や生涯学習活動等を通じて公園・緑地の美化の啓発に努めます。						公園美化について、年1回広報紙に掲載しており、ホームページでも啓発を行っている。	成果は、測りにくい。	ホームページの情報内容の充実。	修正の必要はない。	継続
(3) 緑の保全・育成	公共施設緑化率	3.8%	H21	4.0%	—	—					○
	保護樹	92本	H21	95本	88本	93.6%					
	保護樹林	9か所	H21	10か所	9か所	90.0%					
① 既存の緑の保全	地域で親しまれ大切にされている大木や古木などの緑を守るため、保護樹・保護樹林の指定制度を活用して社寺境内等の樹木や樹林、あるいは、屋敷林など民有地の緑を保全します。						保護樹等については年1回、市が現地調査を実施するとともに、管理者から報告書も提出してもらうなど適正な管理に努め、保全を図っている。	新規指定が無い一方で、指定解除件数が増加してきている。	緑の保全の観点から保護樹等の指定継続は非常に有効な方法であるが、維持管理ができなくなったとの理由から指定解除の申請が年々増加してきている。このため、保全を継続していくため新たな取り組みが必要となってきている。	修正の必要はない。	継続
② 公共施設の緑化推進	新たな緑を育成していくため、公共施設のオープンスペースにおける植栽や道路の街路樹などの緑化を推進します。						新設及び改築する公共施設では市の指導要綱以上の緑地面積を確保することとしており、都市計画道路の整備にあたっては緑の基本計画に基づき街路樹の植栽を計画している。	平成22年度に竣工した多目的センターさくらの家では敷地内に植栽等を設置し、公共施設緑化率は僅かに上昇した。	緑化を新設する以上に既存緑地における枯木部分への補植が増加しており、公共緑化率が伸び悩んでいる。	公共施設緑化率は、平成23年度に策定した岩倉市緑の基本計画において県や組合の施設を参入させるとともに対象施設の緑地面積を再確認した結果を基に見直しを行う。	継続
③ 住宅地の緑化促進	うるおいとゆとりのある生活と地球温暖化防止などのために、緑を積極的に取り入れた住宅の建設に関する啓発や情報の提供に努めます。						市の宅地開発等指導要綱においては一定規模以上の住宅開発に対して緑地の整備をお願いしている。	指導要綱に該当する開発物件は概ね緑地面積を確保してくれている。	指導要綱に該当しない住宅建設に対しては、緑地確保のお願いができる状況にない。また、指導要綱により設置した緑地も追跡調査を行っていないため、緑地として継続しているか確認できていない。	住宅メーカーは環境に配慮した計画を持っているところが多く、こちらからの情報提供する以上に緑化に対する研究が進んでいることから、「情報提供」という点を見直す。	改善

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第3節 環境保全	責任者	所属	環境保全課				
基本施策	1 総合的な環境政策の推進	総合計画書記載ページ	P104-107	(記入者)	氏名	西井上 剛				
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月に環境基本条例を制定した。その条例に基づき、平成25年3月に環境基本計画を策定し、リーディング事業の一つである、外来生物駆除事業に取り組めた。また、平成26年3月に第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス目標削減率5.0%を、大きく上回る9.2%の削減を達成した。 公共施設の太陽光発電屋根貸し事業を実施し、岩倉中学校をはじめ6施設に太陽光発電システムが設置されることになった。CO2削減ライトダウンキャンペーンや緑カーテン事業を引き続き行った。 自然生態園や五条川での生物調査やイベントを行い、環境保全や環境学習に努めた。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策地域推進計画の策定に向けた調査・研究が課題である。 市民・事業者に対する屋上緑化・壁面緑化の普及拡大が課題である。 地球温暖化対策として温室効果ガスを発生しない、原子力エネルギーや再生可能エネルギーの活用が目指されていたが、平成23年3月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機に、原子力への依存度を下げ、より再生可能エネルギーの活用が求められている。一方で、温室効果ガス削減率を見直すなど、意識の変換の時である。 							
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案							
	●市民・事業者・行政それぞれが、地球環境に配慮した活動に取り組んでいます。									
	●身近な自然環境において多様な動植物の生息環境が守られ、自然とふれあえる場所が増えています。									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値		算出根拠
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	
	二酸化炭素（CO2）削減やリサイクルなどの環境対策に満足している市民の割合	%	H20	77.5	—	—	78.9	—	80.0	85.0
身近な自然環境において多様な動植物の生息環境が守られ、自然とふれあえる場所が増えています。	%	H22	50.3	—	—	—	47.5	55.0	60.0	市民アンケートによる。

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 総合的な環境施策の推進	環境基本計画策定	—	H21	策定	策定	100.0%					○
	地球温暖化対策地域推進計画策定	—	H21	—	未策定	0.0%					
① 環境対策指針等の策定	様々な環境施策を総合的かつ計画的に推進するために、環境基本条例の制定や環境基本計画の策定を進めるとともに、地域における地球環境保全の施策を具体化する行動計画として地球温暖化対策地域推進計画を策定します。また、一般廃棄物処理計画などの既存計画の見直しを進めて、環境施策の継続的な推進を図ります。						平成24年4月に環境基本条例を制定した。平成25年3月に環境基本計画を策定し、その推進に取り組んだ。平成26年3月に第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画を策定した。平成25年3月に第4次岩倉市一般廃棄物処理計画（基本計画及び推進計画）を策定した。	環境基本条例、環境基本計画については、市民参加により策定することができた。第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画、第4次岩倉市一般廃棄物処理計画（基本計画及び推進計画）の策定についても着実に実施できた。これら条例、計画の策定により、環境施策の継続的な推進のための市としての指針を示すことが出来た。	地球温暖化対策地域推進計画の策定に向けた調査・研究が必要。	環境基本条例の制定、環境基本計画の策定と、一般廃棄物処理計画などの既存計画の見直しは実施済みのため、該当部分の削除など施策内容を修正する必要はある。	継続
② 環境施策の推進体制の強化	地域における環境保全活動・地球温暖化防止活動の普及・啓発を進めながら、環境施策の着実な推進を図るために、環境分野に関する専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、関係部署による計画推進組織の充実や関係機関との連携を強化します。						地球温暖化対策推進委員会を中心として、一事業所として空調の適温化等の各種節電対策、LED照明など新エネルギー設備や省エネ機器の導入の推進などの地球温暖化防止対策に取り組んだ。	第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス目標削減率5.0%を、大きく上回る9.2%の削減を達成した。	県からの権限移譲が増えたため、専門業務の必要性がますます増えてきており、職員の配置も含めた検討が必要。	施策内容を修正する必要はない。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(2) 地球温暖化防止の推進	住宅用太陽光発電システム設置費補助件数	21件	H21	60件	73件	121.7%					○
	公共施設における緑のカーテン設置箇所数	2か所	H21	26か所	16か所	65.4%					
① 環境保全率先行動の推進	地球温暖化対策実行計画の見直しを行い、環境配慮型製品の購入などの市の率先行動を一層推進します。また、これまでの実践行動で得た市の成果や知識・技術を市民や事業者にわかりやすく伝え、地域における自主的な行動を促します。						平成26年3月に第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画を策定し、実践行動に取り組んだ。 環境省が地球温暖化防止のためライトアップ施設や電気の消灯を呼びかける趣旨に賛同し、平成21年度からCO2削減ライトダウンキャンペーンを実施している。 再生可能エネルギーの利用促進及び災害時における公共施設の防災機能の強化を図るため、平成26年度に公共施設の太陽光発電屋根貸し事業を実施し、岩倉中学校をはじめ6施設に太陽光発電システムが設置されることになった。	第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画に基づき、さわやかサマースタイルキャンペーンなど、環境に配慮した取り組みを行うことが出来た。 CO2削減ライトダウンキャンペーンを行うことにより、地球温暖化防止対策を実施する契機を、市民にわかりやすく伝えることが出来た。 太陽光発電屋根貸し事業を行うことにより、再生可能エネルギーの利用促進を図ることが出来た。	実践行動で得た市の成果や知識・技術を市民や事業者にわかりやすく伝えていく必要がある。	「地球温暖化対策実行計画の見直しを行い」の部分を「地球温暖化対策実行計画に基づき」に修正することが必要。	継続
② 屋上緑化・壁面緑化の推進	地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に効果のある屋上緑化・壁面緑化を公共施設に率先して導入します。また、市民や事業者に対しても、住宅地やオフィスビル、工場などにおける屋上緑化・壁面緑化の普及を促進します。						平成21年度から緑カーテン事業を実施し、平成25年度からは緑のカーテンコンテストを実施している。	公共施設における緑のカーテン設置箇所数が増加した。また、ゴーヤ苗配布により、市民や事業者が緑のカーテンを実施してもらった。	市民・事業者に対する屋上緑化・壁面緑化の普及拡大が課題。 公共施設において緑のカーテンを実施できていない施設があるため、増やしていく必要がある。	施策内容を修正する必要はない。	継続
③ 環境にやさしいライフスタイルの促進	家庭や地域において環境に配慮したライフスタイルの普及・啓発を図るために、エコマーク商品の購入や省エネ型家電への転換などエコライフに関する様々な知識や情報、技術を紹介するとともに、太陽光発電システムやエコカーなどの環境配慮型の技術・製品の利用促進を図るための情報提供や助成事業などを推進します。						広報紙で環境マークの記事を載せ啓発に努めた。 平成21年4月から住宅用太陽光発電システム設置補助制度によって支援しており、補助内容は上限4kW、1kWにつき20,000円とした。 制度創設当初に比べ、普及が進み設備単価が下がったため、平成27年4月から補助制度の内容を変更し、上限5kW、1kWにつき16,000円の補助とした。 平成26年度に補助制度の事業効果を把握するため、補助金交付対象者に対してアンケートを実施した。 環境フェアで「あいちエコチャレンジ21」県民運動の一環として、地球温暖化防止をテーマとするブースを出展した。	住宅用太陽光発電システムの設置に補助金を出すことにより、太陽光発電システムの普及の促進が図られた。 アンケートにより補助金交付対象者の意向を確認することが出来た。 環境フェアで地球温暖化防止について普及啓発することが出来た。	住宅用太陽光発電システム以外の環境配慮型の技術・製品の利用促進を図る必要がある。	施策内容を修正する必要はない。	継続
(3) 生物多様性の保全	自然生態園で生息するトンボの種類	18種	H21	26種	15種	57.7%					○
	環境フェア参加者数	897人	H21	1,000人	743人	74.3%					
① 身近な生物多様性の保全	生物多様性の保全を図るとともに、子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、自然生態園における生物調査や環境保全などの取組を推進します。また、生物多様性と外来生物の問題に対する知識を深めるため、市民や市民団体との協働による市内全域の生き物生息調査等を実施します。						子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、市民団体である岩倉ナチュラリストクラブと連携を図りながら、自然生態園における生物調査やトンボ池の底干しなどに取り組んだ。 平成26年11月に岩倉の水辺を守る会と協働で、外来生物調査としてカ	生物調査により生物の種類が把握でき、生態系の現状を確認出来た。トンボ池を底干しすることにより、生態系の維持に努めた。	市民や市民団体との協働による市内全域の生き物生息調査を自然生態園や五条川以外で行う必要がある。	施策内容を修正する必要はない。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価		
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題				
個別施策の名称	個別施策の内容												
							メの生息調査を実施した。						
② 環境学習の推進	市民一人ひとりが環境保全の担い手となることができるように、環境関連の市民団体等と連携を図りながら、自然生態園や五条川等を拠点として環境学習などのプログラムや情報提供を充実します。						岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブと連携を図りながら、五条川や自然生態園で様々なイベントを開催し、環境学習に取り組んだ。			自然生態園のザリガニ釣りや五条川での水辺まつりなどを通して、市民に対し環境学習を行うことができた。	環境学習などのプログラムや情報提供を引き続き実施していく。	施策内容を修正する必要はない。	継続
③ 市民や事業者との協働関係の強化	地域ぐるみによる自然環境の保全を推進するために、自然や環境に関わる市民の自主的な活動の促進・支援を図ります。また、市民・事業者・行政が相互に役割を果たしながら協働により環境保全に取り組んでいけるよう、市民団体等による協議組織の設立に努めます。						環境フェアを市民・事業者・行政の協働による実行委員会形式で運営し、環境問題に取り組んでいる。自然生態園を利用した岩倉ナチュラルリストクラブの活動を支援している。			市民・事業者・行政の協働により、環境フェアを行い、環境問題に取り組めた。自然生態園のイベントを岩倉ナチュラルリストクラブと協働することが出来た。	市民団体等による協議組織の設立の必要性を含めた検討が必要。	施策内容を修正する必要はない。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）
(1) ③環境基本計画等の推進	様々な環境施策を総合的かつ計画的に推進するために、環境基本計画を推進します。

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でおいしいあるまち	節	第3節 環境保全	責任者	(記入者)	所属	環境保全課				
基本施策	2 廃棄物・リサイクル	総合計画書記載ページ	P108-111	氏名	西井上 剛						
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量及び資源化の促進として、小型家電の回収の開始、日曜資源回収ステーションの充実の他、平成27年度からは常設ステーション（e-ライフプラザ）の開設、廃食用油の回収などについて着実に実施している。 ・移動式防犯カメラによる不法投棄対策等成果を挙げている施策については維持継続を図る一方で、課題が残る施策については、市民団体だけの協力にとどまらず、ごみ出しのルールやマナーの啓発を始めとした、市民一人ひとりの意識付けを浸透させることが重要である。 ・小牧岩倉衛生組合の施設更新については計画的に進められており、引き続き計画されている旧施設の解体工事及び関連施設の整備に努めていく。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> ・3R活動のうち、特にリデュース（排出抑制）の意識付けが進んでいること、また、事業者の自主回収、民間による資源回収が進んでいることから、今までの市のみでの回収量で見るとはならず、トータル的な数値の把握、修正が必要となる。 ・成果指標である市民1人当たりのごみ排出量の目標値が実績と乖離しているため見直しが必要。 ・ごみ集積場所でのルール違反への対策及びマナー遵守の普及啓発が必要である。 								
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿	第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案									
	●市民や事業者、行政が協働して3Rの取組を推進し、循環型社会が構築されています。										
目標値	基本成果指標	単位	基準値		現状値				目標値		算出根拠
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H32	
	市民1人当たりのごみ排出量	g/日	H21	504	494	486	483	476	450	400	年間ごみ収集量÷人口÷365日
	ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる市民の割合	%	H22	73.1	—	—	—	65.5	75.0	78.0	市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) ごみの減量化・資源化	ごみの資源化率	28.5%	H21	31.0%	23.0%	74.2%					○
	レジ袋辞退率	89.5%	H21	90.0%	89.8%	99.8%					
① 3Rの推進と情報発信	広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じてごみに関する情報発信や意識啓発を充実するとともに、分別収集の徹底やレアメタル含有製品、BDF生成用廃食用油の回収などの分別品目の拡大、環境配慮型の製品や再生品の使用推進などによって3Rを推進し、ごみの減量化・資源化を一層推進します。						広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じてごみに関する情報発信や意識啓発を行っている。分別品目の拡大として、平成24年度から小型家電の回収を始めた。また平成27年度から廃食用油の回収を始める準備を行った。	金属・小型家電の回収量は平成23年度の49t/年に対して、平成24年度84t、平成25年度138tと資源化に対する市民の意識付けは出来ている。ごみ・資源の排出量は年々減少傾向にあり、市民の間にリデュース（排出抑制）が浸透していると考えられる。	資源の民間の自主回収の実施、回収拠点の設置等により、特に資源の減少が大きくなっており、資源化率としても減少傾向になっている。この民間での資源化量の把握、指標への反映方法などの検討が必要。情報発信として、環境基本計画リーディング事業である「大人の社会見学」を実施する。	施策内容そのものは修正する必要はないが、資源化率の目標値と実績に大きな乖離が見られるため、目標値の修正が必要。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
②事業所におけるごみの減量化・資源化	事業系ごみの減量及び資源化のPRを行うとともに、減量計画書の作成、レジ袋の有料化の推進、適正包装の普及、ごみの自主回収などについて訪問指導を行い、事業所から発生するごみの減量化・資源化に努めます。						大規模事業所には毎年減量計画書の提出を求めるとともに廃棄物管理責任者を選任してもらい、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当してもらっている。また、平成24年度にごみ処理に関するアンケートを実施し、その他の事業所についても、必要に応じ戸別訪問を実施し、減量及び適正処理を求めている。レジ袋の有料化については、新たな事業所に対し、参加を働きかけた。	レジ袋辞退率については、高い値で推移し、平成21年度の基準値から0.3ポイント上昇している。	事業系ごみの適正処理(市の集積所に出さずに許可業者に依頼する)の促進が課題である。レジ袋辞退率は高い値で推移してはいるが、他店競合等の理由で協力店からの辞退が出ており、活動の拡大が課題となっている。環境基本計画リーディング事業である、事業所ごみの減量化・資源化のためのマニュアルを作成する。	施策内容そのものは修正する必要はないが、事業系ごみの減量及び資源化の為に、様々な取組が必要。	継続
② リサイクル拠点の充実	3R活動の普及・啓発を図るために、リサイクル工房を拠点として粗大ごみの修理再生によるリサイクル品の充実を進めるとともに、施設内や市民が集まるイベントなどにおいてリサイクル品の提供の呼びかけや展示・販売を実施します。						市民の利便性を図るため平成23年7月から毎月1回の日曜資源回収を開始し、平成25年11月から月4回の実施まで拡大している。環境フェアにおけるリサイクル品の展示・販売については、費用対効果や実際のリサイクル品の販売状況から判断して、リサイクル品修理再生業務は廃止した。また、平成27年度から平日の資源回収の拠点として「e-ライフプラザ」を開設。	日曜資源回収は、1日200件を超える利用となっており、市民に浸透してきている。	リサイクル修理再生業務を廃止し、環境フェアにおけるリサイクル品の展示・販売方法のあり方について、協力団体である婦人会と相談しながら検討していく必要がある。平成27年度からの常設ステーション「e-ライフプラザ」については、市民への周知を図りつつ、利用状況をみながら日曜資源回収を含めた今後の展開の研究・検討が必要。	リサイクル工房が廃止となった一方で、日曜資源回収や「e-ライフプラザ」での常設資源回収が開始されたため、それに合わせた施策内容・指標の見直しが必要。	充実
④生ごみ等堆肥化の推進	生ごみの減量・資源化を推進するために、生ごみ処理機器の普及を促進するとともに、市民団体等の活動を支援しながらぼかしの普及と使用促進に努めます。また、樹木の剪定枝や落ち葉の資源化・堆肥化の調査・研究を進めます。						市民団体と協働で、ぼかしを用いた生ごみ堆肥化の事業である「フラワーリサイクル事業」を実施している。生ごみ処理機の購入補助制度により、生ごみの減量化を支援した。	フラワーリサイクル事業は平成24、25年度で計47人のモニターに協力いただき事業を継続実施している。生ごみ処理機は、平成23～26年度で14台の補助を実施した。	フラワーリサイクル事業について、現在のビニールハウスでは人数の限度(70名程度)があるため、今後の事業展開と市民団体の自立と支援の方法等の検討が課題。剪定枝や落ち葉の資源化・堆肥化については引き続き調査・研究が必要。	施策内容そのものは修正する必要はない。	継続
⑤市民団体との連携・支援	地域ぐるみでごみの減量と資源化を進めるために、3R活動などの環境関連の活動に取り組む市民団体との連携を図るとともに、こうした市民主体の活動が充実するように、組織づくりや自主的な活動を支援します。						ごみ減量化・資源化を図るため、3R活動に取り組む市民団体と連携し、環境フェア(25団体参加)やクリーンチェックいわくら(約200団体参加)を実施するなど、市民主体の自主的活動を支援した。	現在活動中の市民団体との連携は十分に図れている。	参加団体数については横ばい状態であり、今後については市民団体活動だけでなく、個人の育成についても検討する必要がある。	施策内容そのものは修正する必要はない。	継続
(2) 廃棄物の適正処理	不法投棄件数(件)	28	H21	23	10	230.0%				◎	
① 廃棄物不法投棄対策	廃棄物の不法投棄を防止するために、警察や県等の関係機関や地域と連携を図りながら、警告看板やパトロール等による周知・啓発を行うとともに、早期の発見及び回収を実施します。						平成24、25年度で、移動式不法投棄防犯カメラを4台購入し、不法投棄重点対策地域や地元からの要望のあった場所に移動式不法投棄防犯カメラを設置することにより、不法投棄の抑制に努めた。 警察や地域と連携を図りながら、警告看板やパトロール等による周知・啓発に努めた。	移動式であるため重点箇所に移動させて使用することができ、防犯カメラを設置した場所周辺の不法投棄が減少した。	施策の実施により不法投棄抑制の効果が現れており、今後も移動式防犯カメラをはじめとした対策を実施することにより、不法投棄抑制を維持継続させていくことが必要。	施策内容そのものは修正する必要はない。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
②ごみ処理施設の整備	小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設の適切な管理運営及び計画的な施設の更新・整備を行うとともに、施設周辺の環境保全対策を充実します。また、ごみ処理費用負担の適正化について調査・検討を行います。						小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設の施設更新工事は、平成23年度より着手し、平成26年度に竣工、平成27年度より供用を開始した。 ごみ処理費用の有料化について、施設整備の中で、小牧市、小牧岩倉衛生組合と協議・検討し、当面行わないことを確認した。	小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設（小牧岩倉エコルセンター）は、平成27年度より供用を開始した。	平成27年度より、現施設の解体をはじめとする第2期工事に入るが、引き続き計画的な整備に努めていく。	ごみ処理費用負担の適正化については本計画期間内での実施はされないため、施策内容の見直しを行う必要がある。	継続
③し尿処理施設の整備	愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理運営及び施設の計画的な更新・整備を行うとともに、施設周辺の環境保全対策を充実します。また、し尿処理施設からの処理水の適正処理について検討を行います。						愛北広域事務組合し尿処理施設の管理運営及び施設の計画的な更新・整備を行っている。五条川右岸流域下水道への一時処理水の放流を行っている。	し尿処理施設の管理運営及び施設の計画的な更新・整備を行っている。	脱水処理施設の改修、脱水汚泥の処理方法の検討。	施策内容そのものは修正する必要はなく、一部事務組合において、適正に管理運営している。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア（※【A】【B】の記入事項、中でも【A】の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）
(2)-④集積場所におけるルール違反対策	道路、堤防等への不法投棄とは異なる、通常のごみ集積場所へのルール違反（混合排出、日時を無視した排出）が問題となっており、特にマナーの悪い集積場所への対策が課題となっている。このような集積場所を減らし、正しいごみ出しルールをより広い範囲の市民に定着させることにより、ごみ減量及び資源化を一層すすめ、循環型社会の形成を促進していく。ごみ集積場所のルールとマナーの遵守を普及・啓発していくことと平行して、あまりにひどいルール違反については広義の不法投棄と位置付け、防犯カメラの設置や立ち番等によりルールを徹底させていくことも必要。

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第3節 環境保全	責任者	所属	環境保全課					
基本施策	3 生活環境の向上	総合計画書記載ページ	P112-114	(記入者)	氏名	西井上 剛					
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情に対し現地確認を行い、速やかに対応している。公害の防止のため、広報紙やホームページなどで啓発を実施している。騒音・振動測定、水質調査、航空機騒音の測定を行っている。 ・アダプトプログラムやクリーンチェックの実施により、市民参加による環境美化を行うことができた。 ・愛北広域事務組合の構成市として、斎場の適正な管理運営を行うことが出来た。 ・飲食店やサービス業からの悪臭など、都市型・生活型と呼ばれる悪臭苦情が増加していることにより、平成25年4月から悪臭規制方法として、臭気指数規制を導入した。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音や振動など県や市の条例に基づく指導には、営業停止などの強制力はないため、解決に時間がかかることが課題である。 ・苦情全体に対する空地（雑草含む）の苦情の割合は、平成26年度は平成21年度に比べ、2割ほど増えており、適正管理がされていない土地が増えている。また、空地の適正管理については、雑草の繁茂以外での指導が、根拠条例などがなく困難である。 ・地域一括法に基づき、自動車騒音の状況の常時監視に係る事務について、平成24年度より県から権限移譲を受けた。 								
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案								
	●公害のない環境が保全され、快適で安全なまちになっています。										
	●市民一人ひとりが環境美化活動に取り組み、清潔で美しいまちになっています。										
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値		算出根拠	
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H32
	公害（騒音・振動・水質汚濁等）の防止対策に満足している市民の割合	%	H20	74.9	—	—	74.9	—	75.0		80.0
	空き地等の雑草の手入れの状態に満足している市民の割合	%	H20	71.2	—	—	70.3	—	80.0	85.0	市民意向調査による。

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 公害対策の充実	公害苦情処理件数	98件	H21	70件	101件	69.3%					○
	五条川待合橋地点のBOD値	2.5mg/l	H21	2.5mg/l	2.0mg/l	125.0%					
① 生活型公害の防止	日常生活に起因する騒音や振動、悪臭、雑草などの公害については、実態の把握や個別指導を通じて速やかな解決を図ります。また、環境にやさしい生活・活動を促すための啓発・学習の取組を充実し、環境意識の高揚及び生活モラルの向上を図り、生活型公害の未然防止に努めます。						苦情に対し現地確認を行い、速やかに対応している。公害の防止のため、広報紙やホームページなどで啓発を実施している。	苦情に対して現地確認を行うなど、速やかに対応した結果、ほぼ短期間で解決できた。	新たな啓発や学習の取組を行うことが課題。	施策内容を修正する必要はない。	継続
② 産業型公害の防止	工場から発生する騒音・振動等の事業活動に起因する公害を防止するため、迅速に実態調査を行うとともに、事業者自ら環境負荷の低減に努めるように公害防止施設・設備の整備や改善等の指導・要請を行います。						苦情に対し現地確認を行い、調査の結果、指導・要請を行った。公害の防止のため、広報紙やホームページなどで啓発を実施している。	苦情に対して現地確認を行い、指導・要請などをし、速やかに対応した結果、公害防止施設・設備の改善がなされたことがあった。	騒音や振動など県や市の条例に基づく指導には、営業停止などの強制力はないため、解決に時間がかかることが課題である。	施策内容を修正する必要はない。	継続
③ 総合的な公害対策	大気汚染や水質汚濁、航空機騒音、振動等の測定調査により環境汚染や公害の実態監視を強化し、地域の生活環境の保全を総合的に推進します。また、県と連携を図りながら法令等に基づき迅速に指導を行うなど発生源への防止対策を強化し、地域の生活環境の保全を総合的に推進します。						環境汚染や公害の実態監視は、主要県道2か所における道路交通の騒音及び振動の測定調査の実施、五条川、矢戸川や主要水路など9か所の水質調査の実施、航空機騒音については、岩倉東小学校において定期的に測定を実施している。 飲食店やサービス業からの悪臭など、都市型・生活型と呼ばれる悪臭苦情が増加していることにより、平成25年4月から悪臭規制方法として、臭気指数規制を導入した。	五条川、矢戸川や主要水路など9か所での水質検査及び県道2か所の騒音・振動測定並びに東小学校での航空機騒音測定すべての数値が、基準値以内となった。 測定調査により実態を監視し、地域の生活環境の保全に努めている。 より人の感覚にあった規制基準で、悪臭苦情の処理にあたることができた。	騒音や振動など県や市の条例に基づく指導には、営業停止などの強制力はないため、解決に時間がかかることが課題である。	施策内容を修正する必要はない。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(2) 生活環境の保全	アダプトプログラム里親登録数	2,217人	H21	2,700人	2,300人	85.1%					○
	クリーンチェックいわくら参加者数	8,366人	H21	8,400人	7,812人	93.0%					
① 市民参加による環境美化	より多くの市民が環境美化に取り組み、市民自らが清潔で美しいまちづくりの担い手となるよう、地域や事業所などにアダプトプログラムやクリーンチェックいわくらなどへ参加を呼びかけるとともに、ポイ捨て・ふん害対策など美化活動への意識啓発を行います。						アダプトプログラムやクリーンチェックいわくらの実施により、市民参加による環境美化に努めている。平成24年度から岩倉の水辺を守る会と協働して、飼い主への意識啓発を含めた、犬の散歩者へのアンケートを実施した。	アダプトプログラムやクリーンチェックいわくらの実施により、市民参加による環境美化を行うことができた。	アダプトプログラムの里親登録者とクリーンチェックいわくら参加者の増加が課題。	施策内容を修正する必要はない。	継続
② 空き地の適正管理	空き地については、環境衛生だけでなく防火や防犯、景観等の面からも適正な管理が求められることから、実態把握及び所有者等に対する指導を徹底します。						岩倉市清潔で美しいまちづくり条例に基づき、苦情のあった空き地の現地確認をし、所有者等に対する指導を実施している。	所有者等に対する指導を実施したところ、草を刈るなど適正な管理がなされた。	空地(雑草含む)の苦情の件数が増えており、土地の適正管理を所有者に促すことが課題である。 岩倉市清潔で美しいまちづくり条例では、雑草の繁茂の指導に限られるため、すべてのケースに対応することが困難である。	施策内容を修正する必要はない。	改善
(3) 斎場の整備											○
① 斎場の整備	愛北広域事務組合の構成市として、斎場の計画的な整備・維持管理に努めるとともに、効率的・効果的な事業運営に努めます。						愛北広域事務組合の構成市として、斎場の適正な管理運営に努めている。 施設修繕や火葬炉新設に係る費用負担のため、平成26年4月1日から使用料の改正を行った。	愛北広域事務組合の構成市として、斎場の適正な管理運営を行うことが出来た。	特になし。	施策内容を修正する必要はない。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア（※【A】【B】の記入事項、中でも【A】の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第4節 防災・防犯	責任者	(記入者)	所属	危機管理課			
基本施策	1 防災・浸水対策	総合計画書記載ページ	P115-118	氏名	隅田 昌輝					
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線の整備、備蓄倉庫の設置、備蓄食料・資機材の整備、業務継続計画の策定などによる防災対策事業は着実に進んでいるといえる。また、自主防災会同士の合同防災訓練や、地震防災講習会などの実施により、市民の自助・共助の意識が高まっている。 浸水対策についても貯留施設の整備は着実に進んでおり、浸水被害緩和のために、新たな貯留施設の整備を進めていく。今後も大地震や短期集中豪雨への対策を充実させ、被害をできるだけ少なくする「減災」に取り組んでいく。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災において、発災後の避難所運営等において人手不足が課題となったので、ボランティア団体や自主防災会など災害時に活動する人員の確保及び育成が重要となる。また、平成25年に開催された国の中央防災会議にて、南海トラフ巨大地震の発生予知が困難とされ、事前の防災体制の強化を含めた自助・共助の重要性や、減災への取り組みの必要性が更に高まっている。岩倉市は平成26年に「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定され、更なる防災体制の強化が課題となる。 近年、全国各地で短期集中豪雨が頻発しており、それに伴う浸水被害が報告されている。岩倉市内でも短期集中豪雨による五条川の溢水等がおきているため、予測が難しい短期集中豪雨の情報収集方法等が課題となってきた。 							
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案							
	●行政の防災・危機管理能力が高まり、災害に対する不安が少ないまちになっています。									
	●自主防災組織を中心に、地域における自助・共助による防災力が高まっています。									
目標値	●浸水被害が軽減され、安全に暮らせるまちになっています。									
	基本成果指標	単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	
地震や浸水などの防災対策に満足している市民の割合	%	H20	66.3	—	—	72.4	—	68.0	70.0	・市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 防災体制の充実	防災ほっとメール登録者数	1,240人	H23	2,400人	2,233人 (H25実績)	83.8%					○
① 防災危機管理体制の充実	防災体制を総合的かつ実践的なものに強化するために、関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等を含めた総合防災訓練の充実を図ります。また、大規模地震発生時における職員初動マニュアルに基づく災害危機管理研修などを定期的実施して危機管理体制の充実に努めます。						市民の防災意識向上のため、岩倉市防災訓練を、参観型から、一人一つの訓練を体験する参加型の訓練にした。また、職員の危機管理体制の充実のために図上訓練を行った。 大規模災害等に対応する市の危機管理体制を推進するため、平成26年4月から危機管理課を新設した。また、迅速な災害対応のため、非常配備班の見直しを行うとともに、平成26年12月には業務継続計画を策定した。	防災訓練を参観型から参加型にすることで、参加者全員が訓練に携わることができ、より実践的な防災訓練を行うことができた。 危機管理課の新設、業務継続計画の策定、図上訓練の実施、非常配備班の見直しにより、職員の防災体制を充実することができた。	業務継続計画を策定したことに伴い、より実践的な災害対応訓練を実施する。また、業務継続計画は毎年内容を精査し、それに伴い職員初動マニュアルの見直しが必要である。 近年、短期集中豪雨による浸水被害対策が課題となっているので、情報収集方法の再構築を含めて対応が必要である。	施策内容そのものについては修正をする必要はない。 東日本大震災の教訓や、平成26年5月に発表された愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を踏まえた取組が必要となる。	継続
② 防災情報通信体制の充実	災害情報や被害報告の迅速かつ的確な収集・伝達のために、防災行政無線等の通信機器の充実を図ります。また、いち早く市民に災害情報などを配信するため、防災ほっとメール等による情報伝達システムを充実します。						平成25年度に、災害情報の配信機能を防災ほっとメールからほっと情報メールに移行した。災害情報を迅速に伝達するために、平成26年4月から同報系防災行政無線の運用を開始した。市内20か所に屋外拡声子局を整備し、公共施設や自主防災会長宅等に戸別受信機105台を配備した。	同報系防災行政無線が整備されたことにより、迅速な情報伝達が可能となった。また、ほっと情報メールを活用し、災害時に市民、職員、消防団に対する情報伝達の充実を図った。	同報系防災行政無線を災害時のどの時点で使用するのが効果的かといった運用方法を検討する必要がある。また、ほっと情報メールの登録者数を増やすために、広報活動が必要となる。 移動系防災行政無線のデジタル化について検討する必要	災害情報の配信を防災ほっとメールからほっと情報メールに移行したので、個別施策の内容の修正、新たな単位施策の成果指標を定める必要がある。	継続

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
									がある。 同報系防災行政無線の配備により、市民に対して迅速な情報伝達が可能となったので、次は、災害時の応援協定先や医師会、歯科医師会、薬剤師会等災害時協力団体との情報伝達方法確立に取り組む必要がある。		
(2) 地域防災力の強化	自主防災会防災訓練への参加者数	2,269人	H21	2,500人	1,703人	68.1%					○
	地震に備えて家具などの転倒防止器具を取り付けている市民の割合	41.3%	H22	43.0%	46.8%	108.8%					
① 防災意識の高揚	日頃から市民の防災意識を高めるために、広報紙やホームページで防災に対する意識啓発を図るとともに、災害に備えた情報提供や各地区で実施する自主防災訓練及び研修等を実施して、市民の危機管理意識の向上や避難場所の周知徹底を図ります。						地震に対する備え等防災に関する内容を広報紙に掲載し、市民の防災意識の啓発を行った。また、岩倉市地震防災講習会及びその受講者を対象としたフォローアップ講習を実施した。平成26年度までに約1,000人の方が岩倉市地震防災講習会に参加した。	広報紙、講習会等による啓発活動の結果、市民の災害に対する意識が向上した。	市民の防災意識の向上に伴い、最新の防災情報や新しい知見を収集し、市民へ発信する必要がある。	東日本大震災の教訓により、家庭における食料等の備蓄量見直し等、自助の重要性が高まっている。それを踏まえ、防災に関する最新情報、自助啓発情報を市民に周知できるように施策内容を見直す必要がある。	継続
② 自主防災組織の充実	市内全域で組織されている自主防災組織の強化を図るため、防災に関する啓発活動や講座開催、自主的な防災訓練の支援、資機材の援助等の充実を図ります。また、災害時要援護者の把握や安否確認に地域全体で取り組めるように努めます。						平成25年度から、各自主防災会が連携強化等を図るため、小学校区単位での自主防災会地域合同防災訓練を実施した。平成25年度は2校区、平成26年度は3校区が実施した。また、各自主防災会のリーダーとなる人材を育成するために防災リーダー研修を実施した。 平成23年度から、自主防災会に対して防災対策用備品等の補助金制度を整備した。 災害時要援護者名簿を作成し、防災会長および民生委員に配布した。	小学校区単位での自主防災会地域合同防災訓練を実施することで市民の共助に対する意識の向上がみられた。 また、補助金制度を利用する自主防災会の数が増加しており、自主防災会の防災対策用備品の整備が図られた。 防災訓練等で災害時要援護者名簿を活用した訓練を実施した。それにより、災害時要援護者の把握や安否確認をスムーズに行えるようになった。	災害対策基本法改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたので、作成及び運用方法について検討していく必要がある。 全ての自主防災会が小学校区自主防災会地域合同防災訓練に参加しているわけではないので、全自主防災会参加を目指す。	防災訓練を参観型から参加型へ移行したため、訓練参加人数をこれまでと同じ規模で目標値として設定することは適切ではない。 また、東日本大震災の教訓により、自助・共助の重要性が高まったことに伴い、それを施策内容に反映させていく必要がある。 「災害時要援護者」は法改正により「避難行動要支援者」に名称が変わったため個別施策の内容に修正が必要となる。	継続
③ ボランティアとの連携強化	災害時に必要な機動性や柔軟性を持つボランティアが円滑に活動できるようにするために、社会福祉協議会やボランティア関係団体と連携・協力しながら、ボランティアコーディネーターの養成や災害時のボランティアの受入体制づくりなど、ボランティアとの連携強化を進めます。						防災訓練にて岩倉市防災ボランティアの会と社会福祉協議会が連携し、ボランティア支援本部運営訓練等を実施した。 岩倉市地震防災講習会及びフォローアップ講習の講師を岩倉市防災ボランティアの会に依頼し、市民からの視点での講習会を開催している。	ボランティア支援本部運営訓練等により社会福祉協議会やボランティア関係団体と連携を強化することができた。	ボランティア支援本部で活動できる人材を社会福祉協議会と連携し育成を強化する必要がある。	東日本大震災の際に、避難所運営等において人手が不足したが、一方でボランティアがいても指揮系統が混乱し、仕事を与えることができないということが問題点として挙げられた。よって、ボランティア支援本部で活動できる人員確保及びボランティア団体との連携強化のために施策内容の見直しについて検討が必要である。	充実
(3) 防災施設や設備等の整備・充実	公共施設の耐震化率	40.9%	H21	100.0%	100.0%	100.0%					○

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価					
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題							
個別施策の名称	個別施策の内容															
① 防災施設や設備等の整備・充実	災害発生時の被害を最小限にするため、災害用資機材や備蓄倉庫などの防災設備の整備・充実を図ります。また、学校など公共施設の耐震化の推進や住宅の耐震化・不燃化の促進とともに、防災緑地を確保するなど、災害時における避難場所や防災活動拠点施設などの充実を図ります。						<p>防災活動拠点となる各小中学校のうち下水が整備されている学校に災害時下水直結型マンホールトイレを設置しており、平成26年度末現在、岩倉南部中学校、岩倉南小学校、岩倉東小学校、岩倉中学校に設置している。</p> <p>一宮春日井線の高架下に防災備蓄倉庫を設置し、備蓄食料及び資機材の整備をしている。</p> <p>公共施設の耐震化を順次行い、全ての公共施設の耐震化を平成26年度に完了した。</p> <p>また、災害時に使用可能な公共用地を確保できたので、平成25年度をもって岩倉市防災緑地登録制度を廃止した。</p> <p>一期一会福祉会及びようてい会と福祉避難所としての利用について協定を結んだ。</p> <p>また、避難所の運営を円滑に行うために避難所運営マニュアルを作成した。</p>			<p>備蓄倉庫の設置、備蓄品の充実、災害時下水直結型マンホールトイレの整備など災害に対する施設等の整備ができた。</p> <p>福祉避難所の確保により、災害時に高齢者等支援が必要な被災者への対応を充実させた。</p>		<p>福祉避難所に食料、資機材等を整備する必要がある。</p> <p>また、各小学校に発電機を整備しているが、燃料の安定的な供給が課題となる。</p> <p>東日本大震災等災害時には、避難所でのトイレ確保が大きな課題となったため、今後も対策を継続する必要がある。</p> <p>住宅の耐震化については、耐震改修補助金等により一定の成果を上げているが、不燃化の促進が課題として残っている。</p> <p>公共施設の耐震化は完了したが、建物内部の耐震化については課題が残る。</p>		公共施設の耐震化は完了、防災緑地登録制度は廃止したので、個別施策の内容の修正、新たな目標設定が必要である。	また、直下型地震、南海トラフ巨大地震等により、避難所生活が長期間に及ぶ可能性がある。それに伴い、長期避難生活に対応できるよう避難所資機材の充実を図るとともに、円滑な運営のため施設管理者等との連携強化が必要となる。	継続
(4) 浸水対策の充実	下水道(雨水)整備計画に基づく雨水貯留施設整備進捗率	12.4%	H21	20.3%	20.3%	100.0%					◎					
① 浸水対策の充実	集中豪雨による浸水被害などを防止して市民が安全に暮らせるように、下水道(雨水)整備計画に基づき、雨水貯留施設の設置や排水路の整備改修、排水機場等の適切な維持管理、さらに下水道接続時に不用となる浄化槽の雨水貯留槽への転用のPRに努め、浸水被害の軽減を図ります。また、県や流域市町などと連携して治水事業を推進します。						<p>下水道(雨水)整備計画に基づき、平成23年度は北小学校に地下貯留施設の整備を、平成24～26年度は鈴井門前用排水路の改修工事を行った。</p> <p>また、市民の雨水の有効利用に対する意識の向上を図るために、平成23年度より雨水貯留施設等設置費補助金を設け、浸水被害の軽減を図った。</p>			<p>北小学校地下貯留施設の整備が平成23年度に完了したことにより、達成率は100%となっている。今後も最終目標達成に向けて、貯留施設を整備する予定となっており、計画に沿って着実に事業が進んでいる。</p>		<p>雨水貯留施設等設置費補助金について、制度開始から4年経過しても浄化槽転用の実績がないため、更にPRを続ける必要がある。</p> <p>また、総合計画策定時から現在にかけて、浸水被害の状況から優先順位を見直したため、現状に沿った目標値に修正する必要がある。</p>		施策内容そのものは修正する必要はないが、積み残しの課題を踏まえ、目標値を修正する必要がある。	また、貯留施設以外の整備の効果も評価できるように、新たな指標を加えることも検討すべきである。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア（※[A][B]の記入事項、中でも[A]の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）	新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）
防災・減災対策事業	平成27年度に実施する直下型地震を踏まえた被害予測調査の結果も参考にしながら、職員配置、避難所、備蓄計画、帰宅困難者対策等の見直しを行うとともに、主に自主防災会を対象にハザードマップ等を活用して、自助・共助の取り組みを支援していく。		

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第4節 防災・防犯	責任者	所属	消防本部総務課					
基本施策	2 消防・救急	総合計画書記載ページ	P119-121	(記入者)	氏名	伊藤 真澄					
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<p>・消防通信指令事務の共同運用開始に向けて着実に事業を展開してきた中で、単独運用と比較し、経費の削減が図れたとともに関係団体（3市2一部事務組合）との多岐にわたる情報交換により、職員の知識の向上につながった。</p> <p>また、東日本大震災を踏まえ、消防団活動に係る安全管理研修の継続的な実施及び資機材の増強により、大規模災害時における活動能力が向上した。</p> <p>・救急救命士及び救急隊員を計画的に養成し、専門的な知識・技術を習得する中でより質の高い救急サービスの提供に努めた。</p> <p>・防火対象物、危険物施設等への予防査察を強化し、適正な指導のもと、災害の未然防止、火災予防思想の一層の普及につながった。</p>		<p>社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）</p>		<p>・平成26年中の救急件数は、過去最多を記録し、今後の高齢化社会の一層の進展により救急需要はさらに増加していくものと考えられることから、救急救命士を継続的に養成し、救急体制をさらに充実・強化させていくことが急務である。</p> <p>・東日本大震災の経験を踏まえ、消防団を要とした地域防災体制の確立が喫緊の課題であることを受け、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成25年に公布、施行された。その内容のうち、消防団の装備の改善については計画的に推進しているが、処遇の改善といった点においては、消防団員の確保に重要な要素であることを十分認識し、あらためて報酬・手当の額について検討する必要がある。</p>						
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案								
	<p>●緊急時に迅速、的確に対応できる消防・救急体制が整備され、消防・救急への安心感が高まっています。</p> <p>●地域の自主防災訓練や救命講習等に積極的に参加している市民が多いまちになっています。</p>		<p>・消防団の活動環境が整備され、士気が一層高揚し、市民の安心感が高まっています。</p>								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値	算出根拠		
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26		H27	H32
	消防・救急体制に満足している市民の割合	%	H20	83.4	—	—	84.2	—	86.0	90.0	市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 消防体制の充実	消防水利充足率	81.0%	H21	85.0%	82.0%	96.5%					○
① 消防力の充実・強化	火災や事故などの災害の発生時に迅速・確実に対応するため、消防施設の整備や装備、消防水利の充実を図ります。						消防力の根幹をなす消防用車両を計画に基づき更新している。 また、警防・救助訓練等の検証結果に基づき、必要な資機材を順次整備している。	消防用車両及び資機材については、概ね計画に基づき更新できており、消防力の維持・強化が図られている。	はしご付消防自動車の更新・運用について協議・検討が必要である。	施策内容の修正は必要ないが、消防水利の設置について、空白地帯でなく、道路状況・建物状況から、充足率に捉われず、必要性の高い場所に設置していく。 目標指標について見直しが必要。	継続
② 消防の広域化	増大する消防・救急需要や大規模災害等に適切に対応するため、近隣市町との連携を図るとともに、スケールメリットを生かした消防体制の充実・強化をめざし広域化の検討を進めます。						近隣市町との合同訓練を継続して実施した。 また、関係団体（3市2一部事務組合）との協議により、消防通信指令事務の共同運用を先行して開始し、これによる体制を検証した後に改めて広域化について、協議することになっている。	近隣市町との合同訓練により、連携が一層強化された。 消防通信指令事務の共同運用に係る事業は、計画通りに進捗している。	消防通信指令事務の共同運用開始後、運用体制の検証をした上で消防広域化について、改めて関係団体（3市2一部事務組合）と協議する必要がある。	施策内容の修正は必要ないが、共同運用開始が平成28年度からであり、その後の体制検証を経て国の基本指針を踏まえ、消防広域化の検討・協議に入ることとしている。	継続
③ 職員の資質向上	高度な知識・技術を習得するために消防職員の教育訓練を充実し、組織の総合力強化に努めます。						愛知県消防学校での各専科教育の受講により、職員の育成に努めてきた。	より高度な知識・技術を習得し、組織力の強化に寄与している。	特になし。	施策内容の修正は必要ないが、分野を限定せず、幅広い知識の習得ができる教育訓練の実施を検討する必要がある。	充実
④ 消防団の活動支援	地域に密着した消防防災活動を強化するため、施設や装備の充実、教育訓練等により消防団の活動を支援するとともに、常備消防との連携強化に努めます。						大災害時における消防団活動マニュアルを平成26年4月に作成し、こ	少人数の組織の中で個々の活動能力及び全体の士気	安全管理研修、常備消防との合同訓練の実施機会の確保が	消防団員の処遇改善が図られるよう、施策内容を再検討す	充実

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							れに基づく全分団合同の訓練を実施した。 また、総務省消防庁より、軽四輪消防自動車・救助資機材等の無償提供を受けるとともに、他に必要性の高い資機材を整備した。	が高揚した。 また、合同訓練を通じ、職員の指導能力の向上とともに消防団との連携強化が図れた。	困難な状況にある。	る必要がある。	
(2) 救急体制の充実	応急手当講習参加者数	1,198人	H21	1,440人	1,343人	93.3%					○
	普通救命講習参加者数	214人	H21	240人	602人	250.8%					
① 救急サービスの高度化	救急資機材及び装備を充実するとともに、救急隊と医療機関との連携を強化し、救急サービスの充実・高度化を図ります。また、緊急性のない患者等の救急要請により重症者への対応の遅れが生じないよう、救急車の適正利用について啓発に努めます。						平成23、26年度に救急車を、平成23、24、26年度にAEDを更新した。 災害拠点病院での訓練に継続的参加している。 また、医療機関・公共施設を中心に救急車の適正利用に係るポスターの掲示や広報紙により、啓発活動を実施した。	計画的に救急資機材及び装備を更新し、充実を図った。 関係機関との訓練に参加することにより、連携強化を図った。	愛知県救急業務高度化推進協議会及び尾張北部地区メディカルコントロール協議会の体制下、医療機関との間で行っている心肺停止症例の事後検証を、心肺停止前の症例も実施できるように拡充していく必要がある。	施策内容の修正は必要ないが、高度化する救急活動の質を担保するために行っている、事後検証のうち、医療機関との間で行う心肺停止症例の事後検証を心肺停止前症例も行えるよう拡充していく。	継続
② 専門的人材の育成	救急業務全般の高度化に対応するために、高度かつ専門的な知識・技術を習得した救急救命士・救急隊員を計画的に養成します。						平成23、25年度に救急救命士を養成した。 継続、計画的に薬剤投与・気管挿管資格者を養成している。 継続的に愛知県消防学校救急科での救急隊員資格取得者の増員を図っている。	薬剤投与資格者及び気管挿管資格者を計画的に養成した。	救急救命士の処置範囲が拡大し、心肺停止前傷病者に対する静脈路確保と輸液、血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖投与が行えるようになるため、対応が必要となる。	施策内容の修正は必要ないが、平成27年度から本格的に開始される、救急救命士の処置範囲拡大に対応できるよう、必要な講習の受講等を平成26年度から計画的に行う。	継続
③ 救命知識・技術の普及・啓発	より多くの市民が心肺蘇生法・AED(自動体外式除細動器)の取扱いなど、救命知識・技術を習得するために、応急手当講習、普通救命講習、上級救命講習への参加を促進します。						市民に対してAEDの使用方法を含む応急手当講習、普通救命講習、上級救命講習を実施している。平成26年度から普通救命講習の対象を中学生まで拡充した。	応急手当講習、救命講習の受講者が増加した。	応急手当講習、救命講習の重要な目的である、救命につながるバイスタンダーCPR※実施率を向上する必要がある。 ※バイスタンダーCPR実施率とは、その場に居合わせた人(通報者)の処置実施率。	施策内容の修正は必要ないが、救命の目的に、より近いものとなるよう目標指標を見直し、講習参加者数を統合、上方修正し、バイスタンダーCPR実施率を加える。	継続
(3) 火災予防の充実	住宅用火災警報器設置率	84.9%	H21	90.0%	59.5%	66.1%					○
① 火災予防の充実	市民の防火意識の高揚を図るため、防災講習会の開催や自主防災会・婦人防火クラブ等の活動を支援します。また、防火対象物や危険物施設等の予防査察を強化し、防火管理業務の適正な実行の指導に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置促進のためのPRや指導を行うことにより住宅の火災予防の推進を図ります。						住宅用火災警報器設置率の調査を継続的に実施し、その実態を把握するとともに、民生委員の協力のもと、高齢者未設置宅への設置推進・設置支援に努めた。 自主防災会等への継続的な訓練指導、防火対象物への予防査察強化、また、平成24年に少年消防クラブを発足し、総合的な火災予防の推進を図った。	特に逃げ遅れによる被害が多い高齢者宅の設置件数増加が図られた。 また、立入検査件数の増加によって、一層の防火意識高揚に繋がっている。	住宅用火災警報器設置率の調査方法について、より正確な数値把握のため、愛知県から調査方法の変更に係る指導があり、条例に基づく設置率となったため、大きく減少する。 市民に対して、本市条例の設置箇所等について、今一度、周知する必要がある。	施策内容の修正は必要ないが、住宅用火災警報器設置率の調査方法変更に伴い、設置率と目標指標との差が大きくなり、現実的な目標値へ修正する必要がある。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア(※[A][B]の記入事項、中でも[A]の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入)

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要(何のために、どのようなことを行うのか)

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要(何のために、どのようなことを行うのか)

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうれしいあるまち	節	第4節 防災・防犯	責任者	(記入者)	所属	危機管理課				
基本施策	3 防犯・交通安全	総合計画書記載ページ	P122-125	氏名	隅田 昌輝						
基本施策の実施状況・成果 [総括的評価]	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯の全灯LED化や犯罪防止啓発の実施により防犯対策の環境整備が進んでおり、犯罪発生件数も年々減少してきている。 児童に対する交通安全意識の育成や通学路安全ボランティアに関する要綱の制定、通学路のカラー舗装化などにより交通安全環境の整備及び意識の高揚が図られた。 	<p>社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）</p> <ul style="list-style-type: none"> さらなる地域コミュニティ意識の向上や防犯カメラなどの整備による犯罪発生抑止に向けた取組が必要である。 平成27年6月施行の道路交通法改正により、違反自転車に対する安全講習が義務づけられ、高校生を対象とした交通安全教育の取組が必要である。 通学路安全ボランティア登録者数の拡大、カラー舗装の引き直しなどの取組・検討が必要である。 									
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案								
	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の防犯意識が高まり、地域の自主的な防犯活動が活発に行われ、犯罪が発生しにくいまちになっています。 ●幼児から高齢者までの交通安全教育が行われ、市民一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通事故が少なくなっています。 										
目標値	基本成果指標		単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠
				年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	
	歩行者や自転車の交通安全対策に満足している市民の割合		%	H20	61.0	—	—	58.4	—	64.0	67.0
防犯面において安心できると考えている市民の割合		%	H22	23.8	—	—	—	28.6	25.0	27.0	市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 地域防犯体制の強化	防犯パトロールなどの取組の支援や防犯対策に対して満足している市民の割合	74.0%	H20	76.0%	71.7%	94.3%					○
	犯罪発生件数	1,229件	H21	1,100件	508件	216.5%					
① 地域コミュニティ意識の向上	地域住民相互の協力関係や地域防犯活動が犯罪防止につながることから、地域での防犯教室の開催や防犯関連情報の提供などを通して、地域コミュニティの重要性や防犯への意識の向上を図ります。						警察、子ども・高齢者、学校・地域を代表する諸団体で構成する防犯ネットワーク会議において、各種団体間での意見交換や活動情報を共有し犯罪防止に努めてきた。また、各種団体や地域安全パトロール隊等の協力を得て、8月及び12月に犯罪撲滅啓発活動を実施している。 広報紙やほっと情報メールによる防犯関連情報の提供を行っている。	市民へ犯罪撲滅を呼びかけ、犯罪発生件数も窃盗犯を中心に減少し、平成21年に比べ半数以下の508件にすることができた。	地域での防犯教室の実施方法について検討・改善が必要。	積み残しの課題もあり、施策内容そのものは修正する必要はない。	継続
② 地域の自主防犯活動の育成・強化	地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るため、防犯活動の支援や犯罪情報の提供等を行っています。また、子どもが危ない目にあった場合に助けを求めるときの緊急避難場所としての「こども110番の家」の増設を市民・事業所等の協力を得ながら促進します。						地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るため、防犯活動の支援や犯罪情報の提供等を行っています。 子どもの緊急避難場所としての「こども110番の家」の増設を図った。 平成22年度から地域の自主防犯活動による防犯設備・備品の購入に対し、補助を行っている。	地域の自主防犯活動による防犯設備・備品の購入に対して、平成25年度は2件、平成26年度には1件の補助を行った。 「こども110番の家」については、平成26年度には300件を超えた。	防犯設備・備品の購入補助を行い5年が経過し、修繕に対する補助についても検討が必要。	施策内容の修正は必要ない。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価		
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題				
個別施策の名称	個別施策の内容												
(2) 防犯対策の環境整備	防犯灯設置数	3,034 基	H21	3,244 基	3,183 基	98.1%				◎			
① 防犯灯の整備	犯罪の発生を抑止して市民を犯罪から守るため、防犯灯の整備を推進します。また、蛍光管等の交換や修繕などの維持管理についても、地域との連携を図りながら迅速に対応していきます。						各行政区からの防犯灯設置要望に基づき、防犯灯整備を図った。また、平成26年度には防犯灯の全灯LED化について実施した。			電球等の交換や修繕などの維持管理について、区の役員や住民との連携を図りながら迅速に対応が図られた。また、防犯灯のLED化により明るさが増し犯罪の発生抑止となった。	防犯灯のリース契約が終了後の維持管理方法について検討が必要。	防犯灯の全灯LED化に伴い維持管理について施策内容の見直しの検討が必要。また、防犯灯整備も進み目標数値の見直しも必要。	縮小
② 犯罪情報等の提供の充実	防犯対策の必要性を啓発し防犯意識の向上を図るため、広報紙やホームページを通じて窃盗犯主要手口別の犯罪発生状況などの情報を提供するとともに、個人や家庭で活用できる防犯物品の紹介を行います。						犯罪防止と啓発のため、市内の犯罪発生場所を表示した街頭犯罪等抑止マップを市役所1階に掲示するとともに、いわくら市民ふれ愛まつりでも防犯コーナーを設け防犯グッズの紹介と犯罪防止の啓発を行っている。また、広報紙で車上狙い、部品狙いなどの窃盗犯への対策を紹介した。			犯罪発生件数は年々減少してきており、平成26年度は508件であった。様々な機会での啓発や防犯意識の向上、自主防犯活動の効果が出ているといえる。	複雑化・巧妙化する振込み詐欺等の知能犯罪に対する防犯対策や啓発活動の強化が必要。また、自動車盗、自転車盗、侵入盗対策として地域コミュニティの重要性に対する意識向上や、自主防犯活動への支援強化が必要。	広報紙やホームページの一層の充実の必要があるが、施策内容そのものは修正する必要はない。	充実
(3) 交通安全意識の高揚	交通安全教室参加者数	3,302 人	H21	3,400 人	2,792 人	82.1%				○			
① 交通安全教育・交通安全啓発事業の充実	幼稚園・保育園での交通安全教室の開催により、幼児の交通安全意識を育てるとともに、児童・高齢者には、より実践的な交通安全教育を行います。また、交通安全推進協議会による街頭指導や各種交通安全団体による啓発活動を支援します。						幼児・児童・高齢者を対象に交通安全教室を毎年行った。交通安全推進協議会による街頭指導や各種交通安全団体との連携による啓発活動の支援を行っている。岩倉中学校では、平成25年度より自転車通学免許制度を導入して交通ルールを遵守する意識を高める等の取組を行った。また、五条川小学校は「五条川交通安全少年団」として、平成26年度から「交通安全こども自転車愛知県大会」に参加し、安全な自転車の乗り方について学ぶ取組を行った。			岩倉中学校では、平成25年度より自転車通学免許制度を導入して交通ルールを遵守する意識を高める等の取組を行い、愛知県では唯一「自転車通学安全モデル校」に指定された。また、五条川小学校は「五条川交通安全少年団」として、「交通安全こども自転車愛知県大会」に参加することで、継続して安全な自転車の乗り方について学ぶ取組を行うことができた。	高校生を対象とした交通安全教育・啓発活動の実施についても検討が必要。また、交通安全推進協議会による街頭指導実施時間帯について、冬場の夕暮時実施にむけた検討が必要。	児童・生徒・高齢者に対する交通安全教育について、活動の活性化のため、様々な取組が必要のため、施策内容の修正が必要である。	充実
② 交通ボランティア等の自主活動の育成・支援	通学路における児童の交通安全を地域ぐるみで見守るために、交通ボランティア等の地域活動の育成と支援を促進します。						通学路における児童の登校・下校時にPTA等により、地域ぐるみの見守り活動が行われている。児童の交通安全啓発活動に対して、交通ボランティアと連携・支援を行っている。平成24年度に小中学校通学路安全ボランティアに関する要綱を制定した。また、活動備品の提供による活動支援を行っている。			小中学校通学路安全ボランティアに関する要綱により、通学路安全ボランティアの登録や活動中の被災補償を図った。交通事故件数は人身・物損ともに平成21年度に比べほぼ横ばいであったが、交通ボランティア等の育成・支援は進んできている。	通学路安全ボランティア登録者数の拡大が課題である。	小中学校通学路安全ボランティアに関する要綱は制定されたが、十分な取組とはいえないため、施策内容そのものは修正する必要はない。	継続
(4) 交通安全環境の整備	交通事故(人身事故)件数	238	H21	230	236	97.5%				○			
① 交通安全施設の整備	安全・安心な交通環境を確保するため、ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めるとともに、破損施設の早期発見及び修繕などの適切な維持管理に努めます。また、歩行者等が安全に通行できるように、あんしん歩行エリアの整備を拡充します。						平成23、24年度に、あんしん歩行エリアに指定されている北小学校を含め、歩道が整備されていない通学路を対象に、全小学校の通学路の路肩のカラー舗装化を実施した。破損施設の適切な維持管理を行い、ガードレール、カーブミラーの新設、区画線の引き直し・交差点の			歩道が整備されていない通学路全路線について、路肩のカラー舗装を行ったことにより、ドライバーへの注意喚起はもとより、通学路の路肩への駐車車についても防止効果が働いた。その他、あんしん歩行エ	通学路を含め、カラー舗装した箇所の引き直しが必要となる。特に、通学路のカラー舗装は、施工後3年が経過しており、再施工は未定であるが、今後、維持管理費が増加する。	「あんしん歩行エリア」として指定し重点的に整備を行う期間は、平成20年度から平成24年度までで、現時点では計画が終了しているため、現在は「あんしん歩行エリア」の概念がないため、修正が必要。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							カラー化を毎年実施している。	リア内で計画した交通安全対策で、必要な対策は実施し、安全・安心な交通環境を確保した。			
② 違法駐車防止	警察との連携により、路上駐車・迷惑駐車に対するモラル向上の啓発活動や放置自動車対策に努めます。						放置車両対策として、定期的なパトロールの他、市民からの通報等により放置車両の発見に努め、所有者への撤去指導を実施している。 また、警察・地域交通安全活動推進委員による駐車パトロールも月1回実施している。	放置車両の年度末での残存台数は年々減少している。 また、路上駐車・迷惑駐車についても警察との連携により迅速な対応に努めている。	放置車両の集中する箇所の抜本的な防止策の検討が必要である。 啓発及び注意喚起を行っても改善が見られない箇所について、交通規制の強化も含めた要望・検討が必要である。	積み残しの課題もあり、施策内容そのものは修正する必要はない。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）
防犯カメラの整備	犯罪の発生を抑制して市民を犯罪から守るほか、犯罪発生時における警察への情報提供を行います。自転車盗、ひったくり等の窃盗犯減少を目標に、駐輪場や犯罪発生が多い道路を中心に防犯カメラの整備を検討します。

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）